

2025.4.12

いちよしジャパン成長株ファンド

あまのがわ
愛称: 天の川

追加型投信／国内／株式

◆この目論見書により行なう「いちよしジャパン成長株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年4月11日に関東財務局長に提出しており、2025年4月12日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2025年4月11日
発行者名	: いちよしアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 秋野 充成
本店の所在の場所	: 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

 いちよしアセットマネジメント

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	35
第3【ファンドの経理状況】	41
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	66
第三部【委託会社等の情報】	67
約款	99

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

いちよしジャパン成長株ファンド（以下「ファンド」といいます。）

- ・愛称として「天の川（あまのがわ）」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年4月12日から2025年10月14日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

いちよしジャパン成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
		オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	
	その他 ()	アフリカ	
その他資産 (投資信託証券(株式、一般))		中近東 (中東)	
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式、一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネジメント・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

1

わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。

■ マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2

企業規模（大型株と中小型株の区分など）に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

■ 大型株と中小型株の投資配分については予め限定せず、マーケット環境に応じて柔軟にコントロールします。

■ 企業のライフサイクル＝「創業期」、「成長期」、「成熟期」、「復活期」の各局面において、業績拡大が見込まれる銘柄を発掘し、より多くの収益機会を捉えた運用を行います。また、短期的に株価が過小（過大）評価される局面では、パフォーマンスの最大化を目指した運用を行います。

■ 今後、大きな成長が見込まれるテーマを捕捉し、それに関連する企業への投資を通じて収益獲得を目指します。

企業規模（大型株と中小型株の区分など）にこだわらない柔軟な運用

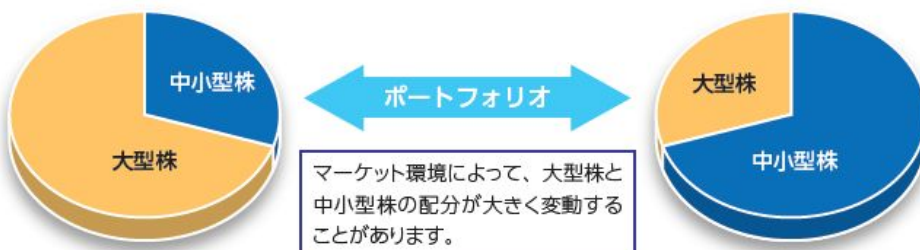
マーケット環境によって、大型株が優位な局面と中小型株が優位となる局面は交錯しますが、当ファンドでは、状況変化に応じて大型株と中小型株の組入れを柔軟に変化させることで、ポートフォリオの収益性を追求することが出来ます。

大型株が優位な局面

- 金融緩和、景気拡大期の初動で金融相場の色彩が強い局面
- 外国人投資家が日本株を大幅に買い越す局面
- 為替市場において円安となる（輸出製造業を中心に業績改善が期待される）局面 など…

中小型株が優位な局面

- 景況感が回復し、業績相場の色彩が強まる局面
- 個人投資家の取引が活発化する（株式市場の売買代金シェアが拡大する）局面
- 新規公開が増加し、中小型株に注目が集まる局面 など…

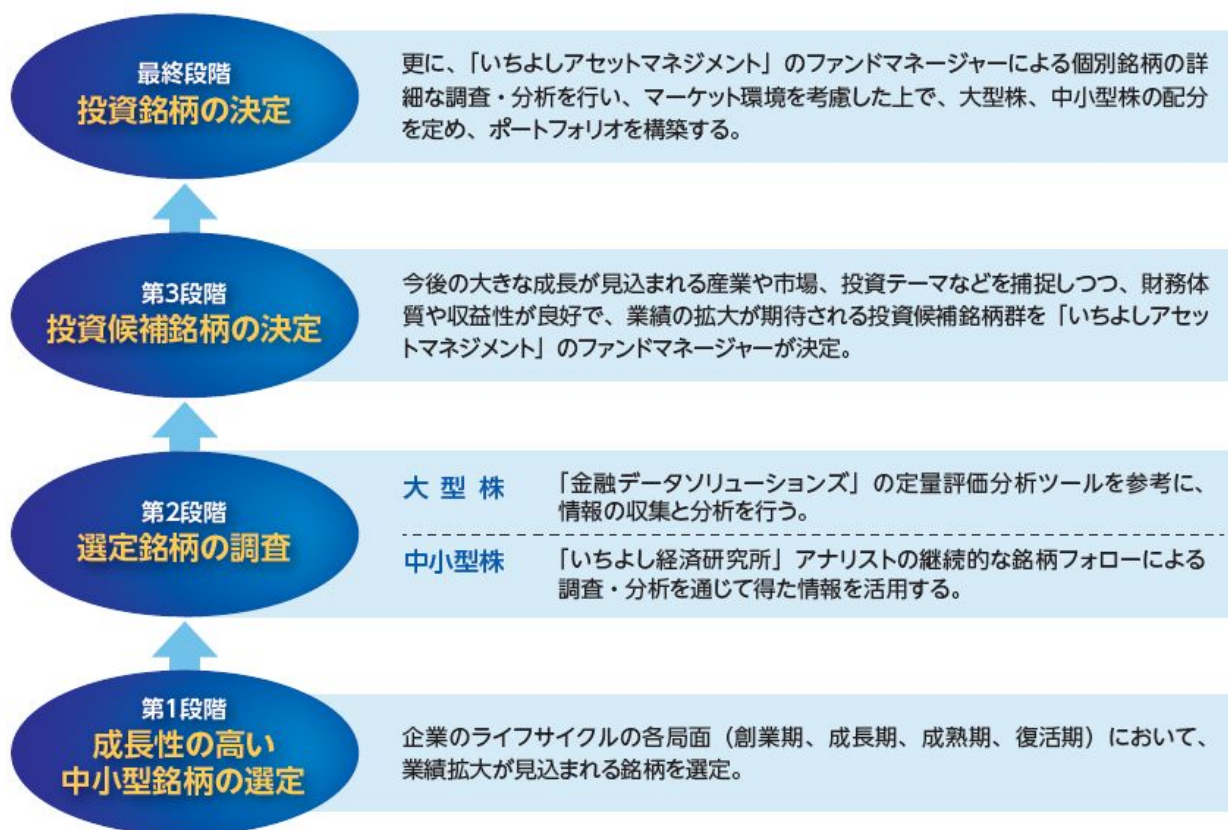


※ 上記は資産配分のイメージ図であり、実際の資産配分を示すものではありません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築方法

大型株については、「金融データソリューションズ」の定量評価分析ツールを活用し、中小型株については、「いちよし経済研究所」のボトムアップ・リサーチ力を活用しながら銘柄選定を行います。



※ 将来の市場環境の変動等により、上記のような運用ができない場合や当該運用方針が変更される場合があります。

「株式会社いちよし経済研究所」について

いちよし経済研究所は、いちよし証券グループのリサーチ部門として、日本の中小型成長企業・新興市場企業に特化した調査を行っています。特に、次世代を担う成長企業を発掘し、質の高い投資情報を投資家の皆様に迅速に提供していくことを心がけています。



「株式会社金融データソリューションズ」について

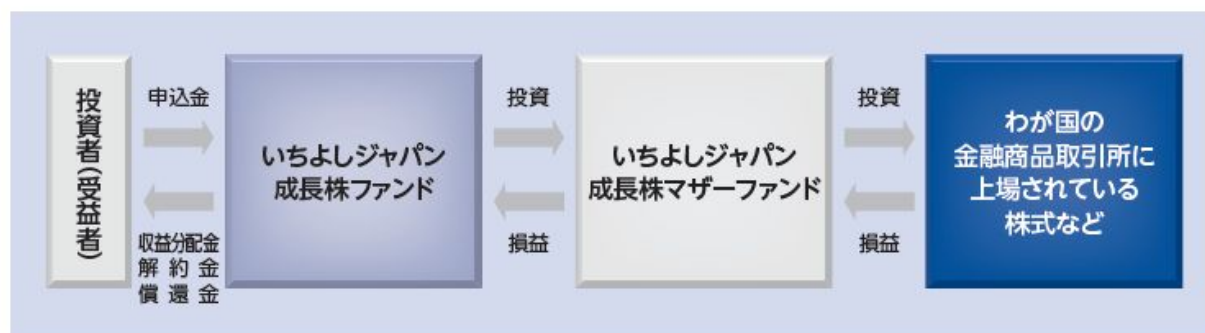


株式会社 金融データソリューションズ

金融データソリューションズは、金融工学を駆使した様々なデータ分析ツール、運用モデルの開発等を行っています。ポートフォリオ構築、リスク分析、パフォーマンス要因分析など機関投資家向けの日本株式運用業務支援アプリケーション「NPM Services®（旧サービス名：日経ポートフォリオマスター）」を中心に、金融領域におけるシステム設計・開発、モデル・データ開発、コンサルティング業を手掛けています。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年7月12日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

④ 信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2018年7月13日

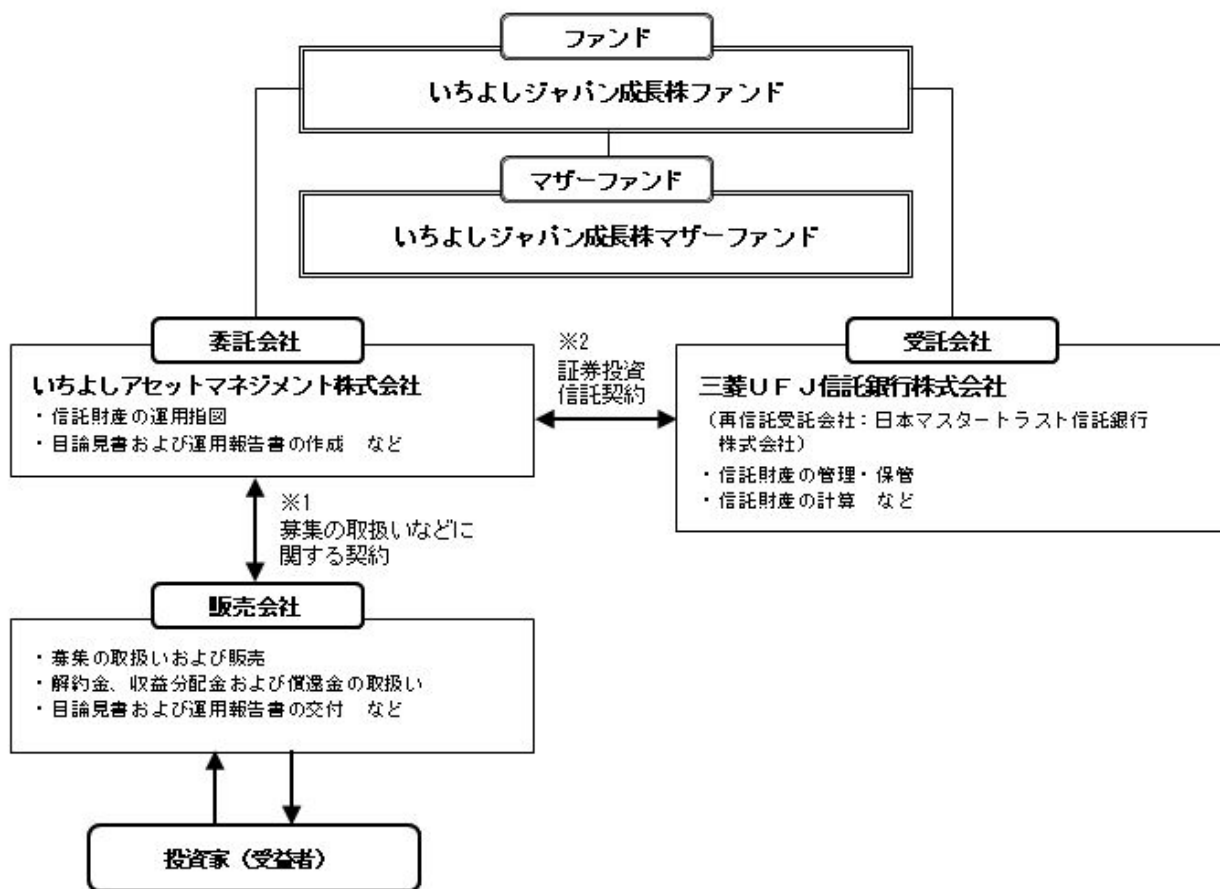
- ・信託契約締結、設定、運用開始

2023年10月13日

- ・信託期間を無期限に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2025 年 1 月末現在）

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

1986 年 10 月 30 日 一吉投資顧問株式会社設立

1987 年 9 月 9 日 投資一任認可取得

2012 年 5 月 1 日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2014 年 1 月 29 日 投資信託委託業 開始

2015 年 5 月 14 日 第二種金融商品取引業登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目 5 番 8 号	15,200 株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。）の中から、企業規模（大型株と中小型株の区分など）に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に実質的に投資します。
- ② マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

<いちよしジャパン成長株ファンド>

「いちよしジャパン成長株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款第 21 条から第 23 条に定めるものに限ります。）

ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 22 条第 1 項第 6 号に掲げるもの

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「いちよしジャパン成長株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くもの）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債

- 券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
 - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)および14)(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図、資金の借入れを行うことができます。

<いちよしジャパン成長株マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限りま。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ) 有価証券
 - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条から第20条に定めるものに限りま。)
 - ハ) 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

ニ) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいます。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13)および14)（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

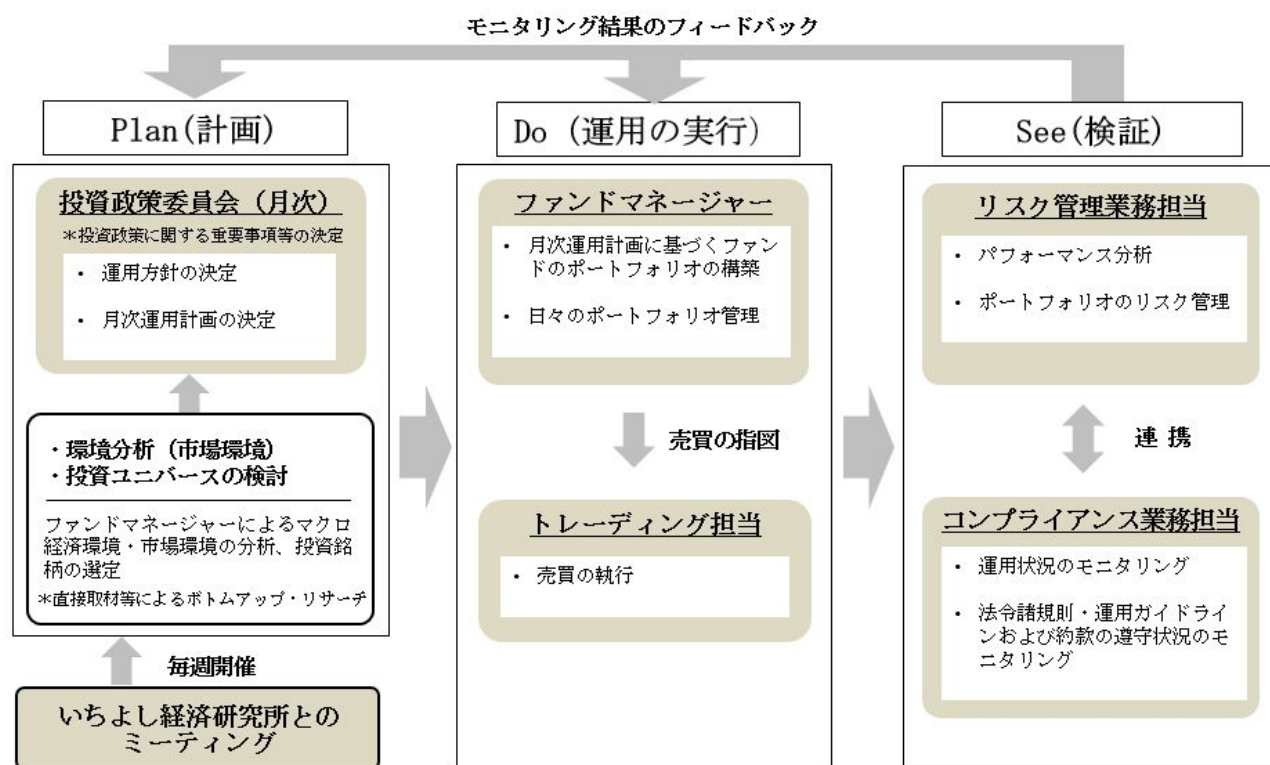
④ その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要
 <いちよしジャパン成長株マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。
投資方針	① 主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。）の中から、企業規模（大型株と中小型株の区分など）に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。 ② 大型株への投資にあたっては、「株式会社金融データソリューションズ」が開発した定量評価分析ツールを活用し、中小型株への投資にあたっては、「株式会社いちよし経済研究所」のリーサーチ力を活用します。 ③ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ④ 非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。 ⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 株式への投資割合には、制限を設けません。 ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑤ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。 ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。 ⑦ 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、約款の範囲で行うことができます。 ⑧ デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

※上記体制は、2025年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年7月12日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜いちよしジャパン成長株ファンド＞

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 5) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 6) 外貨建資産への投資は行いません。
- 7) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 8) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 9) 信用取引の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 10) 先物取引等の運用指図
 - イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所

における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) ハ)においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ヘ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 12)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

13) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) 有価証券の空売りの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

15) 有価証券の借入れの指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

16) 資金の借入れ

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
- ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

<いちよしジャパン成長株マザーファンド>

- 1) 株式の投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- 2) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- 3) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 4) 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- 5) 外貨建資産への投資は行いません。
- 6) デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 7) 投資する株式等の範囲
 - イ) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

8) 信用取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- ロ) 委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

10) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ホ) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 金利先渡取引の運用指図

- イ) 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価

合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13) 有価証券の空売りの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ) イ) の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

14) 有価証券の借入れの指図

イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

① 価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

② 株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

③ 流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「その他の留意点」

＜クーリング・オフについて＞

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

＜ファンドの流動性リスクにかかる留意点＞

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜収益分配方針にかかわる留意点＞

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針 3.）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

＜ファンドの資産規模にかかる留意点＞

当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

＜法令・税制・会計制度等の変更の可能性＞

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

＜ファミリーファンド方式にかかる留意点＞

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

■全社的リスク管理

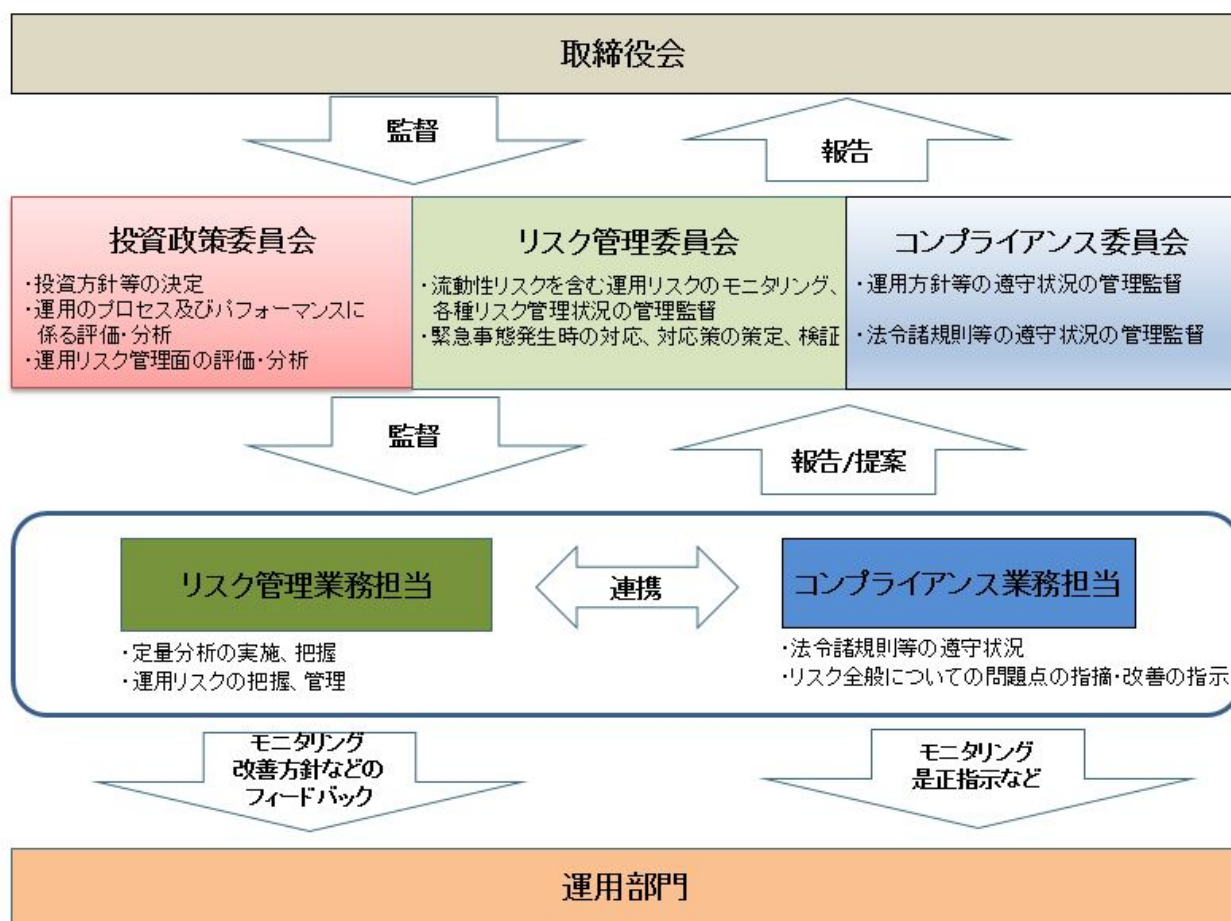
当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リスクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



※上記体制は 2025 年 1 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

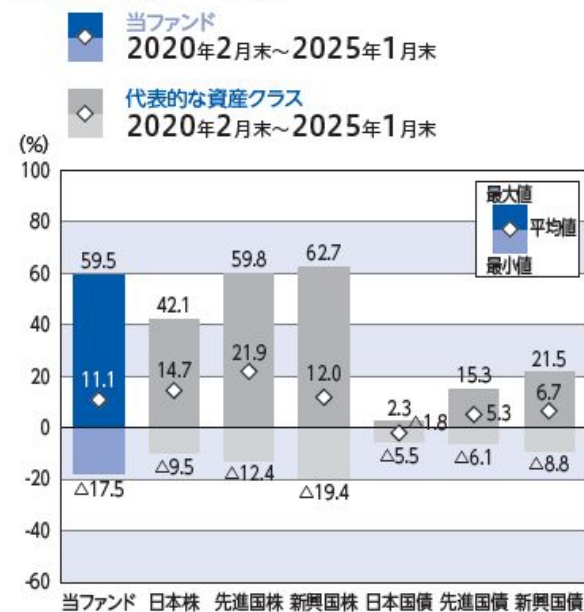


* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年2月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3) 【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.584%（税抜1.44%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.770%（税抜0.70%）
販売会社	年率0.770%（税抜0.70%）
受託会社	年率0.044%（税抜0.04%）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。
 - ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。
 - ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用（消費税等相当額を含みます。）は、委託会社が当該費用にかかる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計上するものとします。
 - ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費税等に相当する金額とともに、毎日計上するものとします。
 1. 法律顧問、税務顧問への報酬
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用
 3. 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 4. 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用
 5. 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にかかる費用
 6. この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 7. その他信託事務の管理、運営にかかる費用
 - ・上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
- ◆その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。
- ※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

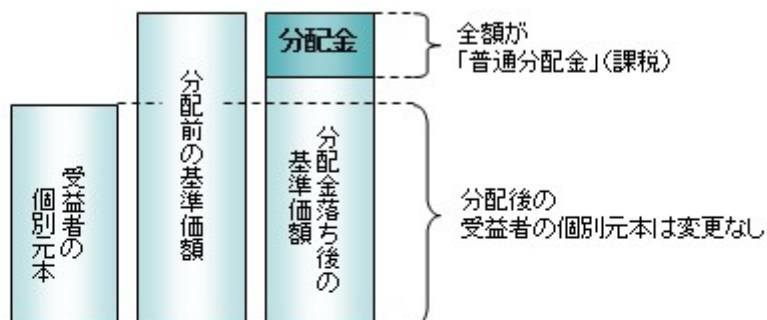
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

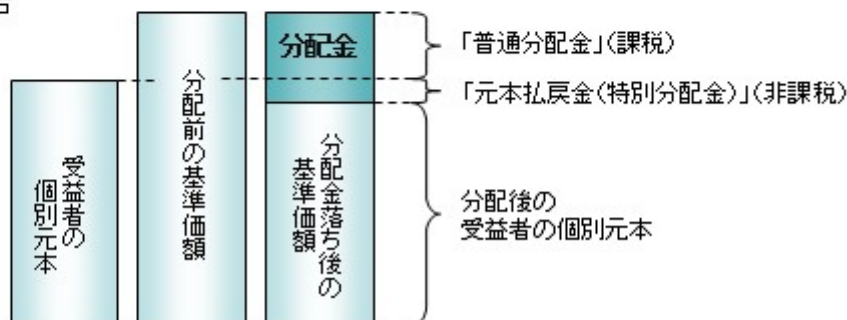
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 1 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間：2023年7月13日～2024年7月12日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.60%	1.58%	0.02%

(表示桁数未満を四捨五入)

※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【いちよしジャパン成長株ファンド】

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	19,515,415,851	99.60
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	78,869,147	0.40
合計(純資産総額)		19,594,284,998	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	いちよしジャパン成長株マザーファンド	11,826,807,982	1.7465	20,656,616,466	1.6501	19,515,415,851	99.60

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.60
合計	99.60

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2019年7月12日）	1,239	1,239	0.8944	0.8944
第2計算期間末（2020年7月13日）	806	806	1.0139	1.0139
第3計算期間末（2021年7月12日）	11,644	11,644	1.3127	1.3127
第4計算期間末（2022年7月12日）	16,881	16,881	1.1311	1.1311
第5計算期間末（2023年7月12日）	18,700	18,700	1.3253	1.3253
第6計算期間末（2024年7月12日）	21,489	21,489	1.6036	1.6036
2024年1月末日	20,142	—	1.4488	—
2月末日	20,626	—	1.4931	—
3月末日	20,815	—	1.5226	—
4月末日	20,148	—	1.4773	—
5月末日	20,284	—	1.4906	—
6月末日	20,778	—	1.5465	—
7月末日	20,444	—	1.5258	—
8月末日	19,927	—	1.4868	—
9月末日	19,666	—	1.4722	—
10月末日	19,619	—	1.4765	—
11月末日	19,237	—	1.4527	—
12月末日	19,783	—	1.5028	—
2025年1月末日	19,594	—	1.4984	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年7月13日～2019年7月12日	0.0000
第2期	2019年7月13日～2020年7月13日	0.0000
第3期	2020年7月14日～2021年7月12日	0.0000
第4期	2021年7月13日～2022年7月12日	0.0000
第5期	2022年7月13日～2023年7月12日	0.0000
第6期	2023年7月13日～2024年7月12日	0.0000
当中間期	2024年7月13日～2025年1月12日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 1 期	2018 年 7 月 13 日～2019 年 7 月 12 日	△10.56
第 2 期	2019 年 7 月 13 日～2020 年 7 月 13 日	13.36
第 3 期	2020 年 7 月 14 日～2021 年 7 月 12 日	29.47
第 4 期	2021 年 7 月 13 日～2022 年 7 月 12 日	△13.83
第 5 期	2022 年 7 月 13 日～2023 年 7 月 12 日	17.17
第 6 期	2023 年 7 月 13 日～2024 年 7 月 12 日	21.00
当中間期	2024 年 7 月 13 日～2025 年 1 月 12 日	△8.42

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 1 期	2018 年 7 月 13 日～2019 年 7 月 12 日	1,711,839,246	326,609,661
第 2 期	2019 年 7 月 13 日～2020 年 7 月 13 日	1,910,919	591,472,722
第 3 期	2020 年 7 月 14 日～2021 年 7 月 12 日	9,134,695,769	1,060,391,749
第 4 期	2021 年 7 月 13 日～2022 年 7 月 12 日	8,123,908,210	2,069,327,401
第 5 期	2022 年 7 月 13 日～2023 年 7 月 12 日	3,686,078,131	4,500,196,294
第 6 期	2023 年 7 月 13 日～2024 年 7 月 12 日	2,602,001,355	3,311,575,259
当中間期	2024 年 7 月 13 日～2025 年 1 月 12 日	349,474,960	596,845,077

(注)第 1 計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

いちよしジャパン成長株マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 1 月 31 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	19,219,446,320	98.48
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)	—	295,817,081	1.52
合計(純資産総額)		19,515,263,401	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	246,000	3,027.00	744,642,000	3,440.00	846,240,000	4.34
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	158,900	4,208.00	668,651,200	4,898.00	778,292,200	3.99
日本	株式	T D K	電気機器	392,000	2,124.00	832,608,000	1,888.50	740,292,000	3.79
日本	株式	キーエンス	電気機器	9,900	72,582.63	718,568,050	67,250.00	665,775,000	3.41
日本	株式	テルモ	精密機器	206,600	2,726.50	563,294,900	2,930.50	605,441,300	3.10
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	188,600	3,175.22	598,847,558	2,973.50	560,802,100	2.87
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	10,800	43,010.00	464,508,000	51,030.00	551,124,000	2.82
日本	株式	HOYA	精密機器	26,000	20,525.00	533,650,000	20,975.00	545,350,000	2.79
日本	株式	デンソー	輸送用機器	242,200	2,494.40	604,144,553	2,157.50	522,546,500	2.68
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	149,400	3,747.46	559,871,075	3,445.00	514,683,000	2.64
日本	株式	ダイキン工業	機械	27,100	22,135.14	599,862,360	18,370.00	497,827,000	2.55
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	116,400	4,016.71	467,545,122	4,261.00	495,980,400	2.54
日本	株式	信越化学工業	化学	97,000	6,370.26	617,915,455	4,877.00	473,069,000	2.42
日本	株式	村田製作所	電気機器	188,800	3,320.79	626,966,089	2,469.50	466,241,600	2.39
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	47,600	11,009.84	524,068,634	9,411.00	447,963,600	2.30
日本	株式	オリンパス	精密機器	181,400	2,650.00	480,710,000	2,367.00	429,373,800	2.20
日本	株式	日本電気	電気機器	25,600	13,215.00	338,304,000	15,525.00	397,440,000	2.04
日本	株式	アシックス	その他製品	112,100	2,564.00	287,424,400	3,486.00	390,780,600	2.00
日本	株式	イビデン	電気機器	80,000	6,311.88	504,950,869	4,596.00	367,680,000	1.88
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	283,000	1,595.90	451,641,193	1,215.00	343,845,000	1.76
日本	株式	三井不動産	不動産業	242,700	1,328.38	322,398,341	1,409.50	342,085,650	1.75
日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	66,400	5,623.69	373,413,304	5,035.00	334,324,000	1.71

日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	114,500	3,385.51	387,641,057	2,889.00	330,790,500	1.70
日本	株式	ディスコ	機械	6,900	46,315.61	319,577,733	44,740.00	308,706,000	1.58
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	58,900	5,391.24	317,544,478	5,160.00	303,924,000	1.56
日本	株式	三井物産	卸売業	91,800	3,193.95	293,204,758	3,086.00	283,294,800	1.45
日本	株式	パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	小売業	65,300	3,924.00	256,237,200	4,332.00	282,879,600	1.45
日本	株式	ニデック	電気機器	103,500	2,818.14	291,678,468	2,689.50	278,363,250	1.43
日本	株式	東京応化工業	化学	77,500	3,479.55	269,665,280	3,493.00	270,707,500	1.39
日本	株式	オリックス	その他金融業	82,100	3,314.59	272,128,447	3,297.00	270,683,700	1.39

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	6.21
		繊維製品	1.02
		化学	12.53
		機械	5.20
		電気機器	22.78
		輸送用機器	5.55
		精密機器	8.10
		その他製品	2.00
		電気・ガス業	0.51
		陸運業	1.70
		情報・通信業	10.14
		卸売業	1.45
		小売業	6.36
		銀行業	2.50
		保険業	4.10
		その他金融業	1.39
		不動産業	3.65
		サービス業	3.29
合計			98.48

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績 (2025年1月31日現在)

基準価額・純資産の推移

基準価額

14,984円

純資産総額

19,594百万円

2018年7月13日～2025年1月31日



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

決算日	分配金
第2期 2020年7月13日	0円
第3期 2021年7月12日	0円
第4期 2022年7月12日	0円
第5期 2023年7月12日	0円
第6期 2024年7月12日	0円
設定来累計	0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

証券コード	銘柄名	事業内容	業種	比率 (%)
1 6758	ソニーグループ	AV機器大手で、ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、エンタテインメント・テクノロジー&サービス、イメージング&センシング・ソリューション、金融事業など様々な分野で事業を展開しています。	電気機器	4.3
2 1925	大和ハウス工業	国内大手の住宅総合メーカーで、注文住宅、分譲住宅などの住宅事業、賃貸住宅事業、流通店舗事業、事務所・工場などの事業施設を建築する建築事業、マンション事業、再生可能エネルギー発電所の設計・施工や電力小売などの環境エネルギー事業、海外事業などを展開しています。	建設業	4.0
3 6762	TDK	総合電子部品メーカーで、セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサなどの受動部品、温度センサ、圧力センサなどのセンサ応用製品、高性能磁気ヘッドなどの磁気応用製品、リチウムイオン電池などのエナジー応用製品事業などを展開しています。	電気機器	3.8
4 6861	キーエンス	FA（ファクトリー・オートメーション）総合メーカーで、自社工場を持たないファブレス体制であり、新商品の約7割が世界初、業界初の付加価値の高い製品を提供しています。代理店を介さない直販体制を整備しており、自動車・半導体・電子・電気機器・通信・機械など幅広い業種の顧客と取引実績があり、世界46か国、250の販売拠点を有しています。	電気機器	3.4
5 4543	テルモ	医療機器メーカー大手で、心臓血管カンパニー、メディカルケアソリューションズカンパニー、血液・細胞テクノロジーカンパニーの3つのカンパニーで事業を展開しています。心臓や下流の血管の疾患に対するカテーテル診断・治療とカテーテルを介した肝臓がんの化学療法領域に製品を提供するTBS（テルモ・インターベンショナル・システムズ）事業などを展開しています。	精密機器	3.1
6 7203	トヨタ自動車	1937年創立の自動車メーカーで、グローバルでの販売台数は世界トップクラスです。世界初の量産型ハイブリッド車「プリウス」や燃料電池車「MIRAI」など高い技術力を有しています。2026年までに電気自動車を新たに10モデル投入し、年間150万台の販売を目標としています。	輸送用機器	2.9
7 9983	ファーストリテイリング	「ユニクロ」、「ジューシー」などのブランドを展開し、アパレル製造小売業として世界第3位の売上規模です。LifeWear（究極の普段着）という服の概念を掲げグローバルで店舗展開を行っており、海外ユニクロ事業の店舗数は中国、東南アジア、欧米を中心に1,738店にのびています。	小売業	2.8
8 7741	HOYA	メガネレンズ、コンタクトレンズ、医療用内視鏡、白内障用眼内レンズなどのライフケア事業と、半導体の回路パターンをウエハに転写する際の原版となるマスクブランクス・フォトマスク、FPD用フォトマスク、HDD用ガラス基板などを製造・販売する情報・通信事業を展開しています。	精密機器	2.8
9 6902	デンソー	トヨタ系の自動車部品大手で、世界2位の売上規模をほこります。世界35の国と地域に193社のグループ会社を有しており、電動化、自動運転、コネクティッド、ファクトリー・オートメーション/農業を4つの重点技術分野として注力しています。	輸送用機器	2.7
10 4901	富士フイルムホールディングス	X線画像診断機器、CT、MRIなどのメディカルシステムとバイオCDMO（医薬品開発製造受託機関）などのヘルスケア、半導体材料などのエレクトロニクス、複合機などのビジネスインフラ、インスタントカメラ、デジタルカメラなどのイメージング事業などを展開しています。	化学	2.6

※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

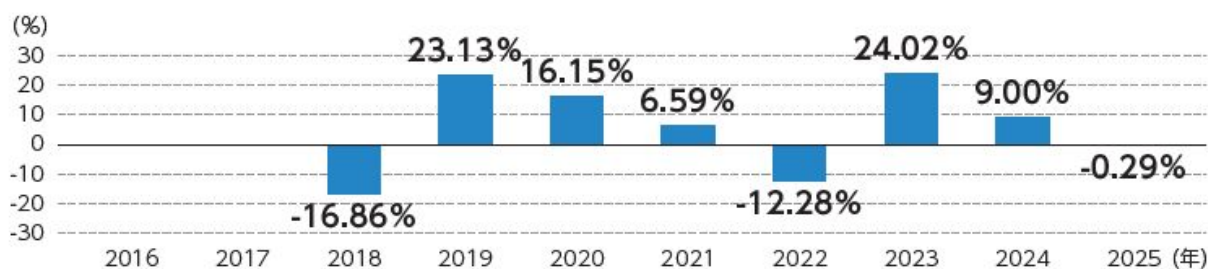
組入上位5業種

	業種	比率 (%)
1	電気機器	23.1
2	化学	12.7
3	情報・通信業	10.3
4	精密機器	8.2
5	小売業	6.5

※ 比率は、マザーファンドが組入れている株式の評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



※ 2018年は設定日（7月13日）から12月末までの収益率です。2025年は1月末までの収益率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（5）申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（6）申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（7）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（8）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、販売会社所定の事務手続きが午後 3 時 30 分までに完了したものを当日の申込受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約価額
解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
 - ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前 9 時～午後 5 時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

- (5) 手取額
1 口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (6) 解約単位
1 口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
- (8) 受付の中止および取消
 - ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
 - ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

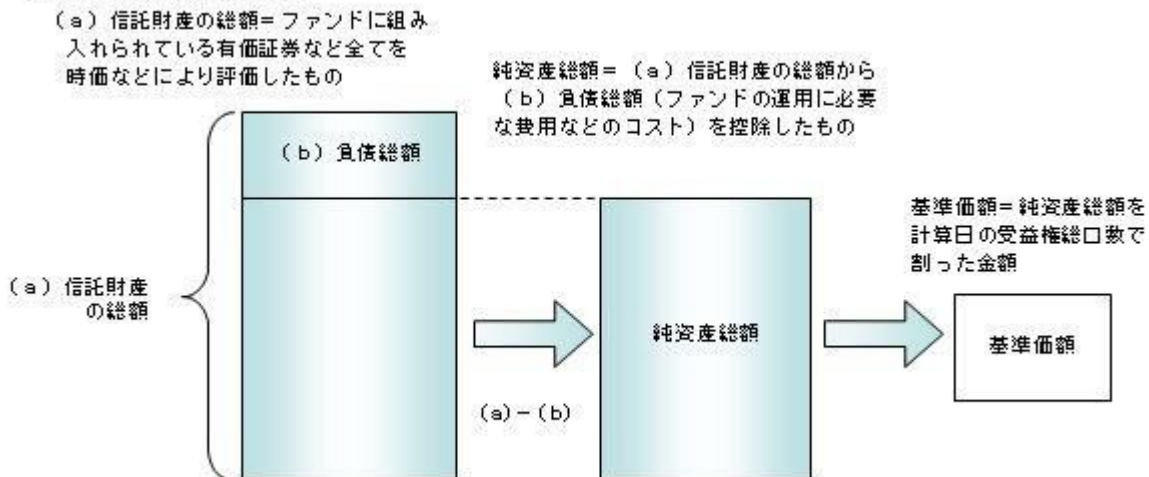
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2018年7月13日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年7月13日から翌年7月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約によりファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

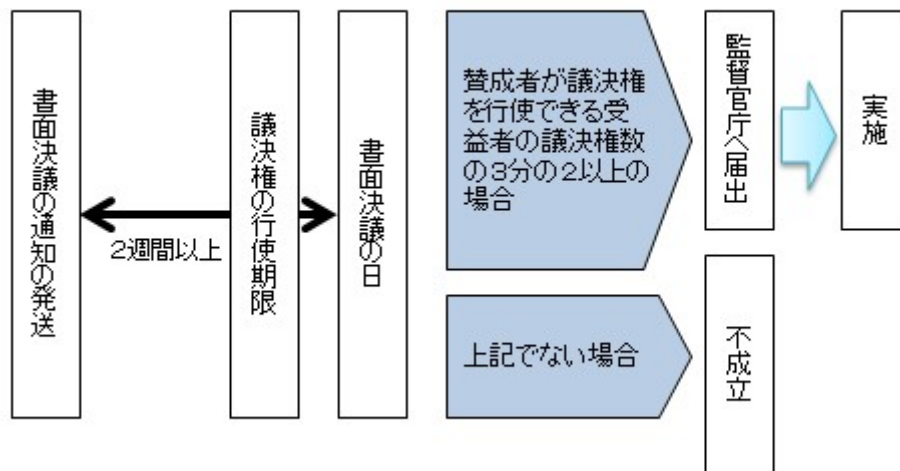
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の 2 週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.ichiyoshiam.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 6 期計算期間(2023 年 7 月 13 日から 2024 年 7 月 12 日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年9月13日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしジャパン成長株ファンドの2023年7月13日から2024年7月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしジャパン成長株ファンドの2024年7月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【いちよしジャパン成長株ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 2023年7月12日現在	第6期 2024年7月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	130,278,293	95,231,791
親投資信託受益証券	18,605,113,734	21,386,310,866
未収入金	143,753,884	180,926,680
未収利息	-	26
流動資産合計	18,879,145,911	21,662,469,363
資産合計	18,879,145,911	21,662,469,363
負債の部		
流動負債		
未払解約金	33,869,092	8,477,731
未払受託者報酬	3,904,554	4,449,917
未払委託者報酬	136,659,313	155,746,850
未払利息	356	-
その他未払費用	3,731,021	3,929,616
流動負債合計	178,164,336	172,604,114
負債合計	178,164,336	172,604,114
純資産の部		
元本等		
元本	14,110,434,448	13,400,860,544
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,590,547,127	8,089,004,705
（分配準備積立金）	1,444,442,164	4,740,342,851
元本等合計	18,700,981,575	21,489,865,249
純資産合計	18,700,981,575	21,489,865,249
負債純資産合計	18,879,145,911	21,662,469,363

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 5 期 自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	第 6 期 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
営業収益		
受取利息	-	2,892
有価証券売買等損益	3,118,939,454	4,143,166,301
営業収益合計	3,118,939,454	4,143,169,193
営業費用		
支払利息	110,839	85,405
受託者報酬	7,822,096	8,581,085
委託者報酬	273,773,053	300,337,970
その他費用	3,731,021	3,929,616
営業費用合計	285,437,009	312,934,076
営業利益又は営業損失（△）	2,833,502,445	3,830,235,117
経常利益又は経常損失（△）	2,833,502,445	3,830,235,117
当期純利益又は当期純損失（△）	2,833,502,445	3,830,235,117
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	400,701,648	233,320,455
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,956,458,157	4,590,547,127
剰余金増加額又は欠損金減少額	819,990,034	981,074,812
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	819,990,034	981,074,812
剰余金減少額又は欠損金増加額	618,701,861	1,079,531,896
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	618,701,861	1,079,531,896
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,590,547,127	8,089,004,705

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第5期 2023年7月12日現在	第6期 2024年7月12日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 14,110,434,448口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,400,860,544口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3253円 (10,000口当たり純資産額) (13,253円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6036円 (10,000口当たり純資産額) (16,036円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 自 2022年7月13日 至 2023年7月12日	第6期 自 2023年7月13日 至 2024年7月12日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
A 費用控除後の配当等収益額 269,675,777円	A 費用控除後の配当等収益額 270,662,118円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 541,652,173円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 3,326,252,544円
C 収益調整金額 3,146,104,963円	C 収益調整金額 3,348,661,854円
D 分配準備積立金額 633,114,214円	D 分配準備積立金額 1,143,428,189円
E 当ファンドの分配対象収益額 4,590,547,127円	E 当ファンドの分配対象収益額 8,089,004,705円
F 当ファンドの期末残存口数 14,110,434,448口	F 当ファンドの期末残存口数 13,400,860,544口
G 10,000口当たり収益分配対象額 3,253円	G 10,000口当たり収益分配対象額 6,036円
H 10,000口当たり分配金額 0円	H 10,000口当たり分配金額 0円
I 収益分配金金額 0円	I 収益分配金金額 0円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 5 期 自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	第 6 期 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 5 期 2023 年 7 月 12 日現在	第 6 期 2024 年 7 月 12 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 5 期 自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	第 6 期 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,877,512,085	3,936,760,167
合計	2,877,512,085	3,936,760,167

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 5 期 自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	第 6 期 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	第 5 期 自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	第 6 期 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	14,924,552,611 円	14,110,434,448 円
期中追加設定元本額	3,686,078,131 円	2,602,001,355 円
期中一部解約元本額	4,500,196,294 円	3,311,575,259 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (2024 年 7 月 12 日現在)

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	いちよしジャパン成長株マザーファンド	12,208,192,069	21,386,310,866	
合計		12,208,192,069	21,386,310,866	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「いちよしジャパン成長株マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお 2024 年 7 月 12 日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「いちよしジャパン成長株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしジャパン成長株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2023 年 7 月 12 日現在	2024 年 7 月 12 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	908,152	753,307
コール・ローン	402,185,204	1,088,350,254
株式	18,324,434,860	21,076,661,380
未収入金	－	383,040,524
未収配当金	21,487,050	13,437,400
未収利息	－	298
流動資産合計	18,749,015,266	22,562,243,163
資産合計	18,749,015,266	22,562,243,163
負債の部		
流動負債		
未払金	－	994,996,586
未払解約金	143,753,884	180,926,680
未払利息	1,101	－
流動負債合計	143,754,985	1,175,923,266
負債合計	143,754,985	1,175,923,266
純資産の部		
元本等		
元本	13,044,320,083	12,208,192,069
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	5,560,940,198	9,178,127,828
元本等合計	18,605,260,281	21,386,319,897
純資産合計	18,605,260,281	21,386,319,897
負債純資産合計	18,749,015,266	22,562,243,163

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2023 年 7 月 12 日現在		2024 年 7 月 12 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	13,044,320,083 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	12,208,192,069 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額		2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	1.4263 円	1 口当たり純資産額	1.7518 円
(10,000 口当たり純資産額)	(14,263 円)	(10,000 口当たり純資産額)	(17,518 円)

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項 目	2023 年 7 月 12 日現在	2024 年 7 月 12 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	2,972,271,881	3,328,980,068
合計	2,972,271,881	3,328,980,068

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2022 年 7 月 13 日 至 2023 年 7 月 12 日	自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2022 年 7 月 13 日	2023 年 7 月 13 日
期首元本額	14,023,153,108 円	13,044,320,083 円
期中追加設定元本額	1,585,643,627 円	1,151,468,459 円
期中一部解約元本額	2,564,476,652 円	1,987,596,473 円
元本の内訳		
いちよしジャパン成長株ファンド	13,044,320,083 円	12,208,192,069 円

附属明細表

第1 有価証券明細表（2024年7月12日現在）

(1) 株式

（単位：円）

銘 柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ショーボンドホールディングス	39,500	5,779.00	228,270,500	
大和ハウス工業	158,900	4,208.00	668,651,200	
積水ハウス	23,900	3,711.00	88,692,900	
インフロニア・ホールディングス	209,200	1,305.00	273,006,000	
サントリー食品インターナショナル	47,500	5,568.00	264,480,000	
東レ	358,500	770.40	276,188,400	
日産化学	18,000	5,016.00	90,288,000	
信越化学工業	77,100	6,621.00	510,479,100	
保土谷化学工業	14,100	5,300.00	74,730,000	
三菱瓦斯化学	152,500	3,062.00	466,955,000	
扶桑化学工業	36,900	4,055.00	149,629,500	
トリケミカル研究所	21,100	4,215.00	88,936,500	
富士フイルムホールディングス	131,700	3,810.00	501,777,000	
資生堂	57,300	4,689.00	268,679,700	
東洋合成工業	11,700	10,360.00	121,212,000	
メック	18,400	4,375.00	80,500,000	
ユニ・チャーム	60,600	5,300.00	321,180,000	
J F Eホールディングス	113,000	2,346.00	265,098,000	
三浦工業	51,700	3,557.00	183,896,900	
ディスコ	2,100	62,530.00	131,313,000	
平田機工	14,100	6,760.00	95,316,000	
SMC	5,300	81,320.00	430,996,000	
ダイキン工業	28,000	23,195.00	649,460,000	
ダイフク	188,300	3,012.00	567,159,600	
イビデン	63,900	6,739.00	430,622,100	
日立製作所	73,700	3,701.00	272,763,700	
KOKUSAI ELECTRIC	25,400	5,420.00	137,668,000	
日本電気	38,900	13,215.00	514,063,500	
ルネサスエレクトロニクス	218,900	3,209.00	702,450,100	

ソニーグループ	49,200	15,135.00	744,642,000	
TDK	78,400	10,620.00	832,608,000	
キーエンス	8,100	74,240.00	601,344,000	
ファナック	109,100	4,442.00	484,622,200	
エンプラス	15,100	8,110.00	122,461,000	
三井ハイテック	22,200	6,239.00	138,505,800	
村田製作所	143,800	3,577.00	514,372,600	
デンソー	192,300	2,581.50	496,422,450	
トヨタ自動車	155,800	3,274.00	510,089,200	
アイシン	45,700	5,354.00	244,677,800	
テルモ	206,600	2,726.50	563,294,900	
オリンパス	181,400	2,650.00	480,710,000	
HOYA	26,000	20,525.00	533,650,000	
メニコン	147,600	1,366.50	201,695,400	
前田工織	41,800	1,634.00	68,301,200	
タカラトミー	14,500	3,190.00	46,255,000	
アシックス	209,700	2,564.00	537,670,800	
東急	97,900	1,760.50	172,352,950	
東海旅客鉄道	82,000	3,530.00	289,460,000	
テクマトリックス	65,900	2,081.00	137,137,900	
コムチュア	17,900	1,894.00	33,902,600	
アイル	35,500	2,630.00	93,365,000	
Sun Asterisk	95,900	891.00	85,446,900	
プラスアルファ・コンサルティング	65,200	2,001.00	130,465,200	
野村総合研究所	17,000	4,678.00	79,526,000	
コアコンセプト・テクノロジー	63,700	2,555.00	162,753,500	
シンプレクス・ホールディングス	28,400	2,743.00	77,901,200	
スマレジ	43,400	2,305.00	100,037,000	
カオナビ	19,900	1,677.00	33,372,300	
ビジョン	211,800	1,369.00	289,954,200	
日本電信電話	2,197,900	158.70	348,806,730	
KDDI	60,900	4,525.00	275,572,500	
ソフトバンクグループ	40,800	11,395.00	464,916,000	
グリムス	42,500	2,485.00	105,612,500	
ビューティガレージ	48,300	1,545.00	74,623,500	
アズワン	15,400	3,200.00	49,280,000	

トラスコ中山	24,900	2,488.00	61,951,200	
ミスミグループ本社	27,400	2,819.50	77,254,300	
力の源ホールディングス	56,700	1,497.00	84,879,900	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	65,300	3,924.00	256,237,200	
日本瓦斯	35,800	2,421.50	86,689,700	
ファーストリテイリング	10,800	43,010.00	464,508,000	
第一生命ホールディングス	28,500	4,543.00	129,475,500	
野村不動産ホールディングス	26,400	4,201.00	110,906,400	
パーク 2 4	59,600	1,658.00	98,816,800	
三井不動産	65,400	1,537.00	100,519,800	
カチタス	33,300	1,887.00	62,837,100	
ユー・エス・エス	83,500	1,367.50	114,186,250	
ジャパンマテリアル	49,100	2,222.00	109,100,200	
エラン	102,500	944.00	96,760,000	
M a c b e e P l a n e t	31,200	3,305.00	103,116,000	
大栄環境	18,900	2,700.00	51,030,000	
I N F O R I C H	22,800	3,865.00	88,122,000	
合 計	7,899,900		21,076,661,380	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 284 条及び第 307 条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間計算期間(2024 年 7 月 13 日から 2025 年 1 月 12 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月14日

いちよしアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているいちよしジャパン成長株ファンドの2024年7月13日から2025年1月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしジャパン成長株ファンドの2025年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年7月13日から2025年1月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【いちよしジャパン成長株ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2024 年 7 月 12 日現在	当中間計算期間末 2025 年 1 月 12 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,231,791	99,956,445
親投資信託受益証券	21,386,310,866	19,220,462,889
未収入金	180,926,680	176,907,241
未収利息	26	301
流動資産合計	21,662,469,363	19,497,326,876
資産合計	21,662,469,363	19,497,326,876
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,477,731	23,274,396
未払受託者報酬	4,449,917	4,297,379
未払委託者報酬	155,746,850	150,408,322
その他未払費用	3,929,616	1,598,981
流動負債合計	172,604,114	179,579,078
負債合計	172,604,114	179,579,078
純資産の部		
元本等		
元本	13,400,860,544	13,153,490,427
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,089,004,705	6,164,257,371
（分配準備積立金）	4,740,342,851	4,534,955,203
元本等合計	21,489,865,249	19,317,747,798
純資産合計	21,489,865,249	19,317,747,798
負債純資産合計	21,662,469,363	19,497,326,876

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 1 月 12 日	当中間計算期間 自 2024 年 7 月 13 日 至 2025 年 1 月 12 日
営業収益		
受取利息	-	48,608
有価証券売買等損益	1,743,612,607	△1,646,350,029
営業収益合計	1,743,612,607	△1,646,301,421
営業費用		
支払利息	64,551	-
受託者報酬	4,131,168	4,297,379
委託者報酬	144,591,120	150,408,322
その他費用	1,634,159	1,598,981
営業費用合計	150,420,998	156,304,682
営業利益又は営業損失 (△)	1,593,191,609	△1,802,606,103
経常利益又は経常損失 (△)	1,593,191,609	△1,802,606,103
中間純利益又は中間純損失 (△)	1,593,191,609	△1,802,606,103
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 (△)	63,020,382	△76,166,398
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	4,590,547,127	8,089,004,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	641,470,284	157,958,026
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	641,470,284	157,958,026
剰余金減少額又は欠損金増加額	709,196,140	356,265,655
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	709,196,140	356,265,655
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	6,052,992,498	6,164,257,371

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

前計算期間末 2024 年 7 月 12 日現在	当中間計算期間末 2025 年 1 月 12 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 13,400,860,544 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 13,153,490,427 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.6036 円 (10,000 口当たり純資産額) (16,036 円)	2. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.4686 円 (10,000 口当たり純資産額) (14,686 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	前計算期間末 2024 年 7 月 12 日現在	当中間計算期間末 2025 年 1 月 12 日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	前計算期間末 自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日	当中間計算期間 自 2024 年 7 月 13 日 至 2025 年 1 月 12 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	14,110,434,448 円	13,400,860,544 円
期中追加設定元本額	2,602,001,355 円	349,474,960 円
期中一部解約元本額	3,311,575,259 円	596,845,077 円

(参考)

当ファンドは、「いちよしジャパン成長株マザーファンド」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお 2025 年 1 月 12 日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「いちよしジャパン成長株マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしジャパン成長株マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2024 年 7 月 12 日現在	2025 年 1 月 12 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	753,307	715,536
コール・ローン	1,088,350,254	400,430,326
株式	21,076,661,380	18,683,454,220
未収入金	383,040,524	288,090,918
未収配当金	13,437,400	25,267,750
未収利息	298	1,206
流動資産合計	22,562,243,163	19,397,959,956
資産合計	22,562,243,163	19,397,959,956
負債の部		
流動負債		
未払金	994,996,586	-
未払解約金	180,926,680	176,907,241
流動負債合計	1,175,923,266	176,907,241
負債合計	1,175,923,266	176,907,241
純資産の部		
元本等		
元本	12,208,192,069	11,896,059,225
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	9,178,127,828	7,324,993,490
元本等合計	21,386,319,897	19,221,052,715
純資産合計	21,386,319,897	19,221,052,715
負債純資産合計	22,562,243,163	19,397,959,956

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

2024 年 7 月 12 日現在	2025 年 1 月 12 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,208,192,069 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,896,059,225 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.7518 円 (10,000 口当たり純資産額) (17,518 円)	2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 1.6157 円 (10,000 口当たり純資産額) (16,157 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項 目	2024 年 7 月 12 日現在	2025 年 1 月 12 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	自 2023 年 7 月 13 日 至 2024 年 7 月 12 日	自 2024 年 7 月 13 日 至 2025 年 1 月 12 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023 年 7 月 13 日	2024 年 7 月 13 日
期首元本額	13,044,320,083 円	12,208,192,069 円
期中追加設定元本額	1,151,468,459 円	205,835,314 円
期中一部解約元本額	1,987,596,473 円	517,968,158 円
元本の内訳		
いちよしジャパン成長株ファンド	12,208,192,069 円	11,896,059,225 円

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2025 年 1 月 31 日現在です。

【いちよしジャパン成長株ファンド】

【純資産額計算書】

I 資産総額	19,631,134,852円
II 負債総額	36,849,854円
III 純資産総額（I－II）	19,594,284,998円
IV 発行済口数	13,076,506,833口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4984円

（参考）

いちよしジャパン成長株マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	19,718,839,581円
II 負債総額	203,576,180円
III 純資産総額（I－II）	19,515,263,401円
IV 発行済口数	11,826,807,982口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6501円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2025 年 1 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	16,000 株
	発行済株式総数	15,200 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2025 年 1 月末現在）

① 取締役会

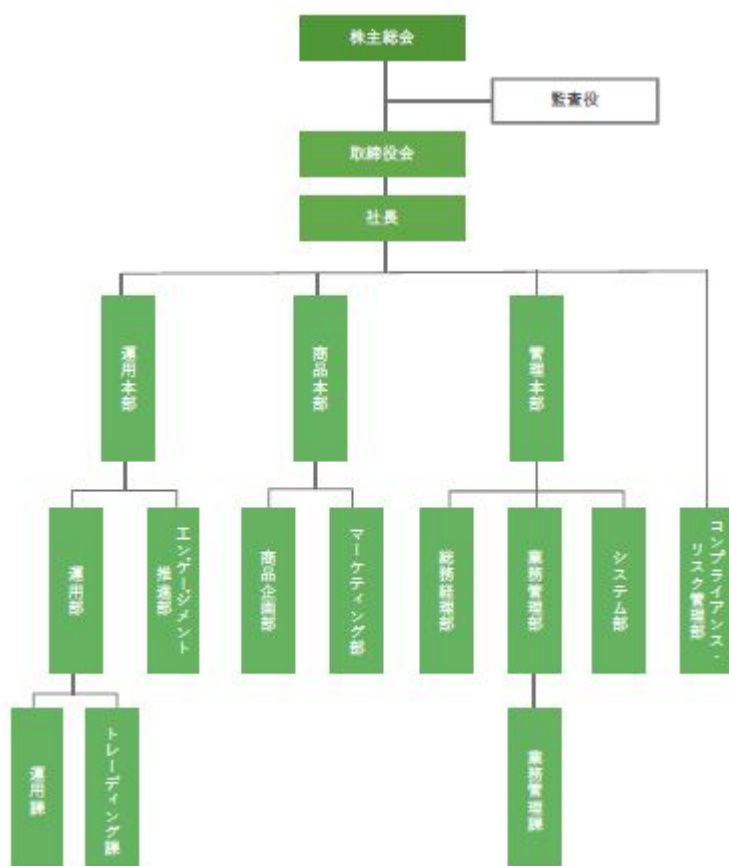
8 名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。

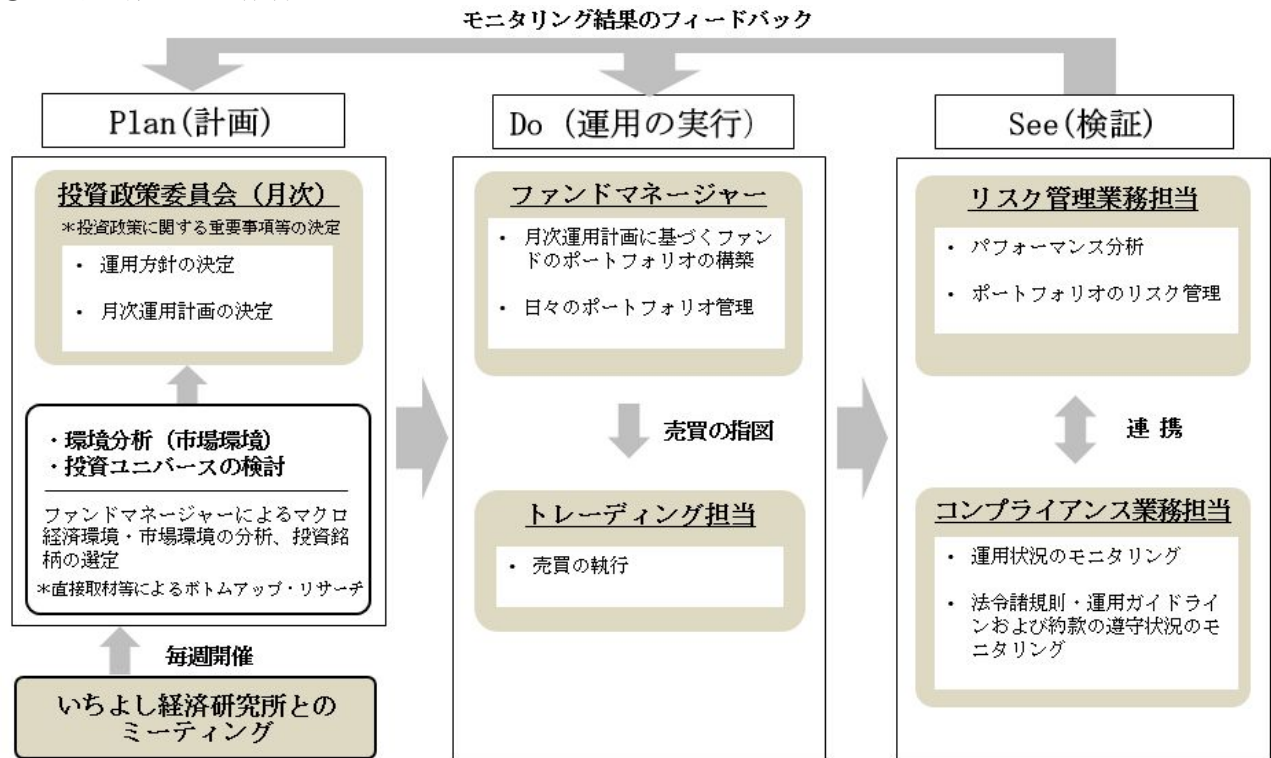
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

② 組織図



③ 委託会社の運用体制



a. 計画 (Plan)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に行われる投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。

b. 実行 (Do)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c. 検証 (See)

リスク管理業務担当者によるパフォーマンス分析、ポートフォリオ管理を行う他、コンプライアンス業務担当者により、日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況についてモニタリングが行われます。異常があった場合、直ちに運用部門に状況確認がなされ、対応結果の報告を行います。

投資政策委員会においては、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理業務及びコンプライアンス業務担当者からモニタリングの結果について報告され、今後の運用方針が検討されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2025 年 1 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
公募証券投資信託	13	480,801
追加型株式投資信託	13	480,801
単位型株式投資信託	0	0
私募証券投資信託	15	62,254
合計	28	543,056

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）第 2 条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 39 期事業年度の中間会計期間（2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する

注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月13日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	786,393	1,314,222
前払費用	11,138	12,436
立替金	19,857	19,489
未収委託者報酬	882,746	1,015,732
未収運用受託報酬	41,696	75,857
未収投資助言報酬	15,569	20,032
流動資産合計	1,757,403	2,457,771
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,875	42,714
器具・備品	4,779	11,157
有形固定資産合計	※1 17,655	※1 53,872
無形固定資産		
ソフトウェア	3,513	2,273
ソフトウェア仮勘定	12,900	35,095
商標権	292	216
無形固定資産合計	16,706	37,585
投資その他の資産		
投資有価証券	296,413	243,004
長期差入保証金	25,025	※2 20,025
繰延税金資産	6,335	11,709
投資その他の資産合計	327,774	274,738
固定資産合計	362,136	366,196
資産合計	2,119,539	2,823,968
負債の部		
流動負債		
前受収益	6,580	—
預り金	4,398	3,996
未払金	379,610	325,580
未払手数料	※2 277,037	※2 309,417
その他未払金	※2 102,572	※2 16,162
未払費用	44,574	66,667
未払法人税等	122,576	348,014
未払消費税等	34,023	48,248
賞与引当金	2,652	4,947
流動負債合計	594,416	797,454
固定負債		
固定負債合計	—	—
負債合計	594,416	797,454
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
利益剰余金		
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	888,051	1,398,746
株主資本合計	1,500,551	2,011,246

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	24,570	15,267
純資産合計	1,525,122	2,026,513
負債・純資産合計	2,119,539	2,823,968

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
営業収益合計	3,357,751	3,766,316
営業費用		
支払手数料	※1 1,226,938	※1 1,303,422
広告宣伝費	16,223	12,449
調査費	274,815	319,126
情報機器関連費	145,073	158,935
営業資料費	25,214	30,621
委託費	104,527	129,569
事務委託費	44,299	55,658
器具備品費	2,617	5,421
営業雑経費	10,537	8,522
通信運送費	4,331	3,957
協会費	2,653	2,794
諸会費	75	12
会議費	67	50
教育研究費	3,409	1,708
営業費用合計	1,575,431	1,704,600
一般管理費		
給料	360,981	390,611
役員報酬	54,977	57,480
従業員給料	250,381	272,318
その他報酬給料	6,025	5,700
賞与引当金繰入	2,652	4,947
福利厚生費	46,945	50,165
交際費	1,816	3,433
旅費交通費	3,676	4,235
租税公課	23,163	35,473
不動産賃借料	39,764	33,483
その他不動産関係費	1,643	5,260
新聞書籍費	490	540
消耗品費	376	521
水道光熱費	1,884	2,273
雑費	513	525
減価償却費	7,678	22,230
一般管理費合計	441,990	498,589
営業利益	1,340,329	1,563,127
営業外収益		
受取配当金	1,442	5,335
雑収入	—	5
営業外費用		
雑損失	—	—
経常利益	1,341,771	1,568,467
特別利益		
投資有価証券売却益	—	39,430

特別損失		
投資有価証券売却損	—	—
固定資産除却損	—	299
税引前当期純利益	1,341,771	1,607,598
法人税、住民税及び事業税	411,390	490,171
法人税等調整額	1,556	△1,267
法人税等合計	412,947	488,904
当期純利益	928,824	1,118,694

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	1,023,227	1,635,727	27,631	1,663,359
当期変動額						
剰余金の配当			△1,064,000	△1,064,000		△1,064,000
当期純利益			928,824	928,824		928,824
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△3,061	△3,061
当期変動額合計	—	—	△135,175	△135,175	△3,061	△138,236
当期末残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	利益 準備金	その他 利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			△608,000	△608,000		△608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△9,303	△9,303
当期変動額合計	—	—	510,694	510,694	△9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。
以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・ 2007 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までに取得したもの	定率法
・ 2016 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定額法

上記以外

・ 2007 年 4 月 1 日以降に取得したもの	定率法
---------------------------	-----

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6 年～15 年
器具・備品	4 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	25,942	23,166
※2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	—	19,880
未払手数料	274,989	307,690
その他未払金	98,837	618

(損益計算書関係)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
※1 関係会社に対する取引の主なもの 支払手数料	1,216,487	1,293,664

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 21 日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 23 日
2022 年 10 月 26 日 取締役会	普通株式	456	30,000	2022 年 9 月 30 日	2022 年 11 月 11 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	608	40,000	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 22 日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 20 日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 22 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注 2) をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	296,413	296,413	—
資産計	296,413	296,413	—

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	243,004	243,004	—
資産計	243,004	243,004	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注 2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

該当事項はありません。

(注 3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	786,335	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	882,746	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	41,696	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	15,569	—	—	—
合計	1,726,348	—	—	—

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年以内
(1) 預金	1,313,960	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	1,015,732	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	75,857	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	20,032	—	—	—
合計	2,425,582	—	—	—

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	296,413	—	296,413
資産計	—	296,413	—	296,413

当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	243,004	—	243,004
資産計	—	243,004	—	243,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	257,466	220,000	37,466
小計	257,466	220,000	37,466
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	38,947	41,000	△2,052
小計	38,947	41,000	△2,052
合計	296,413	261,000	35,413

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	9,206	10,000	△794
小計	9,206	10,000	△794
合計	243,004	221,000	22,004

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	229,430	39,430	—
合計	229,430	39,430	—

(注) 上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含まれています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
運用受託報酬	139,466	197,201
投資助言報酬	43,779	54,999
委託者報酬	3,174,506	3,514,115
合計	3,357,751	3,766,316

(注) 収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(税効果会計関連)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,102	1,882
未払社会保険料	266	408
未払事業税	11,181	15,194
資産除去債務	3,858	—
減価償却の償却超過	769	960
その他有価証券評価差額金	—	—
繰延税金資産 小計	17,178	18,446
評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	17,178	18,446
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,843	6,737
繰延税金負債 合計	10,843	6,737
繰延税金資産の純額	6,335	11,709

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

重要性がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1 サービスごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,046,942
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	395,769

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,205,735	未払手数料	274,989
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,751	前払費用	—
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	207,732	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	98,837	未払金	98,837

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都 中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 —	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払い※1	1,282,876	未払手数料	307,690
						特定金銭信託、及び年金信託に関する投資一任契約の代理に関する業務	代理業務にかかる報酬の支払い※2	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者負担金の支払い※2	217,080	—	—
						グループ通算制度	グループ通算制度に伴う支払予定額	618	未払金	618

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

※2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	100,337 円 01 銭	133,323 円 27 銭
1株当たり当期純利益金額	61,106 円 87 銭	73,598 円 31 銭

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	1,525,122	2,026,513
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	928,824	1,118,694
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	921,614
前払金	2,530
前払費用	22,829
立替金	18,337
未収委託者報酬	1,172,116
未収運用受託報酬	47,911
未収投資助言報酬	19,683
流動資産合計	2,205,022
固定資産	
有形固定資産	
建物	38,710
器具・備品	9,803
有形固定資産合計	※1 48,513
無形固定資産	
ソフトウェア	1,653
ソフトウェア仮勘定	55,101
商標権	178
無形固定資産合計	56,933
投資その他の資産	
投資有価証券	252,716
長期差入保証金	19,880
繰延税金資産	10,915
投資その他の資産合計	283,512
固定資産合計	388,959
資産合計	2,593,981
負債の部	
流動負債	
前受収益	9,398
預り金	2,266
未払金	378,258
未払手数料	370,122
その他未払金	8,136
未払費用	116,838
未払法人税等	292,779
未払消費税等	44,806
賞与引当金	3,953
流動負債合計	848,301
固定負債	
固定負債合計	—
負債合計	848,301
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
利益剰余金	
利益準備金	122,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,118,112
利益剰余金合計	1,240,612

株主資本合計	1,730,612
その他有価証券評価差額金	15,067
純資産合計	1,745,680
負債・純資産合計	2,593,981

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	1,979,972
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
営業収益合計	2,081,935
営業費用及び一般管理費	※1 1,170,609
営業利益	911,325
営業外収益	157
営業外費用	—
経常利益	911,482
特別利益	—
特別損失	—
税引前中間純利益	911,482
法人税、住民税及び事業税	279,235
法人税等調整額	881
中間純利益	631,366

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計
		利益準備金	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	490, 000	122, 500	1, 398, 746	1, 521, 246	2, 011, 246
当中間期変動額					
剰余金の配当			△912, 000	△912, 000	△912, 000
中間純利益			631, 366	631, 366	631, 366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	－	－	△280, 633	△280, 633	△280, 633
当中間期末残高	490, 000	122, 500	1, 118, 112	1, 240, 612	1, 730, 612

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	15,267	2,026,513
当中間期変動額		
剰余金の配当		△912,000
中間純利益		631,366
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△200	△200
当中間期変動額合計	△200	△280,833
当中間期末残高	15,067	1,745,680

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

市場価格のない 株式等以外のもの	中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により 算定しております。)
市場価格のない 株式等	移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・ 定額法

上記以外

・ 定率法

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物	6 年
器具・備品	4 年～15 年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	28,524 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	5,358 千円
無形固定資産	658 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	15,200	—	—	15,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 19 日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 21 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間後となるもの
該当なし

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください）。また、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払手数料及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当中間会計期間末（2024年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	252,716	252,716	—
資産計	252,716	252,716	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 証券投資信託	—	252,716	—	252,716
資産計	—	252,716	—	252,716

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

当中間会計期間末(2024年9月30日)

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	216,919	190,000	26,919
小計	216,919	190,000	26,919
中間貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの 証券投資信託	35,797	41,000	△5,202
小計	35,797	41,000	△5,202
合計	252,716	231,000	21,716

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位: 千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
運用受託報酬	73,481
投資助言報酬	28,481
委託者報酬	1,979,972
合計	2,081,935

(注) 収益の分解情報は中間損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「中間財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4. 収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が、中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所有している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	571,726
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	274,754

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (2024年9月30日)
(1) 1株当たり純資産額	114,847円39銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	1,745,680
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—
普通株式に係る中間期末の純資産額(千円)	1,745,680
普通株式の発行済株式総数(株)	15,200
普通株式の自己株式数(株)	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数(株)	15,200

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	41,537円24銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	631,366
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	631,366
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

いちよしジャパン成長株ファンド
約款

いちよしアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

投資信託約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、「いちよしジャパン成長株マザーファンド」受益証券への投資を通じて、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

「いちよしジャパン成長株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。）の中から、企業規模（大型株と中小型株の区分など）に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に実質的に投資します。
- ② マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 非株式割合（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- ④ 資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委

託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑤ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ 先物取引等は、投資信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、投資信託約款第22条の範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡し取引は、投資信託約款第23条の範囲で行います。
- ⑩ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

(1) 毎決算時（原則として毎年7月12日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
いちよしジャパン成長株ファンド

投資信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、いちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、この条、第17条第1項および第2項、第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項または第51条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定め

る公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託の都度第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ます。) 。

- ②委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者の指定する販売会社（「委託者の指定する販売会社」とは、第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関）をいいます。以下「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、指定販売会社が個別に定める申込単位をもって、取得申込みに応じることができるものとします。
- ②前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前に受益権の取得申込みに応じる場合の価額は、1口につき1円に指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税等を加算した価額とします。
 - ④前項の規定にかかわらず、受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再

投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑤第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および当該市場を開設する金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条から第23条に定めるものに限りします。)
 - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主としていちよしアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「いちよしジャパン成長株マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の権利の性質を有するもの。

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信

託を除きます。)

3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券（ただし、マザーファンドの受益証券を除きます。この条において同じ。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券および投資信託財産に既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの（上場投資信託証券等といいます。）の時価総額については投資信託証券の時価総額の合計額の計算において、これを算入しません。
- ④前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（利害関係人等との取引等）

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、第15条ならびに第16条第1項及び第2項に定める資産への投資等ならびに第20条から第23条、第26条から第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
- ②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができます。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、投資信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する

親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の投資信託財産の間で、第15条ならびに第16条第1項および第2項に定める資産への投資等ならびに第20条から第23条、第26条から第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことを指図することができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、投資信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の運用指図)

第20条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第21条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避

するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ②委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

②金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

③金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

④委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤本条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内（または海外）において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第24条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第25条 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第26条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属す

る株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図)

第27条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ②前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図)

第28条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ②前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④第1項の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 投資信託財産の保存に係る業務
 2. 投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類するものを含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（投資信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書にかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- ③投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第34条 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、
全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第36条 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式
割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすること
ができます。

②投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等、株式
の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその
金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて投資信託財産に繰
入れることができます。

③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりその
都度別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年7月13日から翌年7月12日までとしま
す。

②前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項
において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の
翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、
最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(投資信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作
成して、これを委託者に提出します。

②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、投資信託財産に関する報告書を作
成して、これを委託者に提出します。

③受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に
定める報告は行わないこととします。

④受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作
成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者
以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲
覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

②前項の諸経費に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 投資信託約款（以下「信託約款」といいます。）の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

③委託者は、前項に定める諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合委託者は、あらかじめ投資信託財産から支弁を受ける金額または当該金額の投資信託財産の純資産総額に対する比率に上限を付することができます。また委託者は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることもできます。

④前項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、または固定率もしくは固定金額を定める場合、委託者は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に合理的に計算された範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上されます。また、第3項において諸費用の金額もしくは投資信託財産に対する比率に上限を付する場合、当該上限の範囲内で委託者が合理的と認める金額を第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産に計上することができます。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に実際の費用額を超えないものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の144の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との配分は別に定めます。

②前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末（当該日が休業日の場合は翌営業日。）または信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額および第39条第2項に定める諸費用（当該諸費用に係る消費税を含む。）を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額ならびに第39条第2項に定める諸費用（当該諸費用に係る消費税を含む。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については、原則として、第43条第1項に規定する支払開始日までに、償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については、第43条第3項に規定する支払開始日までに、また、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に、収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約（指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとしします））に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において、当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金（第45条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第45条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等（原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。）に応じて計算されるものとしします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、第43条第1項に規定する収益分配金については、支払開始から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口を最低単位として、指定販売会社が個別に定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

②受益者が、一部解約の実行を請求するときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤委託者は、取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を停止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

⑥前項により一部解約の実行の請求の受付が停止された場合には、受益者は当該受付停止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、信託期間中において、この信託に係る純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

②委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は、受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使用することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。

④第2項の書面決議は議決権を行使用することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更すること、または、この信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。)は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当

該知れている受益者は、書面決議について賛成したものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合には、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

第55条 (削除)

(運用状況に係る情報の提供)

第56条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第57条 委託者が、受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.ichiyoshiam.jp>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2018年7月13日

委託者 東京都中央区日本橋茅場町2丁目13番11号
いちよしアセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

 いちよしアセットマネジメント